

# 生活困窮者の自立を支援

記者発表資料  
令和2年5月18日

福祉部生活福祉課

## 収入減少者に対する家賃相当額を給付

### ■ 目的・経緯

#### 1 目的

離職、廃業、休業等により収入が減少し、住居を失った者又は住居を失うおそれのある者に対し家賃相当額を支給することにより、生活困窮者の自立を図る。

#### 2 経緯

令和2年4月20日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況にある者を新たに対象とする省令改正が行われた。

### ■ 事業内容

原則3カ月（最長9カ月）、家賃相当額を賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付を行う。（家賃の限度額は生活保護の限度額に準ずる。）

### ■ 対象者

次のいずれかのうち、収入要件、資産要件、求職活動等の要件を満たす者

- (1) 離職、廃業後2年以内の者（従前どおり）
- (2) 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（追加分）

### ■ 補正予算額 7,920千円

歳出：住居確保給付金

20件×9か月（コロナ期間3か月×支給期間3か月）×44,000円＝7,920,000円

歳入：住居確保給付金国庫負担金（補助率3/4）

7,920,000円×3/4 =5,940,000円

### ■ 事業名

生活困窮者住居確保給付事業